令和８年１１月１９日
都市整備局公園管理課

指定管理者候補の選定結果について（旧安川邸等）

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和８年１２月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

１　指定概要

（１）施設概要

名　称：旧安川邸及び夜宮公園駐車施設
所在地：北九州市戸畑区一枝一丁目４番２３号
施設内容：①施設概要　旧安川邸（本館棟、大座敷棟、南北蔵、渡り廊下、洋館棟、管理棟、受付・屋外トイレ棟、配膳棟）
夜宮公園駐車施設
②事業内容　施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務、その他管理運営に関する業務

（２）指定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

（３）指定管理者候補の概要

名　称：一般社団法人西日本工業倶楽部
所在地：北九州市戸畑区一枝一丁目４番３３号
主な業務内容：産業振興事業、文化財活用事業、食堂運営事業

２　指定の経緯

令和８年８月６日	募集要項配布
令和８年９月１４日	募集締め切り
令和８年１０月２１日	指定管理者検討会の開催
令和８年１１月	指定管理者候補を決定

（１）　応募資格

① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
③ 申請意向届出書を提出していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。）
④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低１団体は地元団体とすること。

（２）応募状況

説明会参加：３団体

応募件数：１団体（一般社団法人西日本工業倶楽部）

３　選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

４　検討会構成員

［学識経験者］仲　隆裕（京都芸術大学　教授）

［学識経験者］長　聡子（西日本工業大学　教授）

［業務に精通する者］帆足　千恵（（株）インアウト・ツーリズム研究所　代表取締役）

［財務・経営に知見を有する者］門田　哲（公認会計士）

５　選定基準（例）等

選定基準（＝審査項目）及びポイント
１　指定管理者としての適性
（１）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
①　応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
（２）安定的な人的基盤や財政基盤
①　長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
（３）実績や経験など
①　応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
②　応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
③　複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
２　管理運営計画の適確性
【有効性】
（１）施設の設置目的の達成に向けた取組み
①　施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
②　利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
③　複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
④　施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
（２）利用者の満足度
①　利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。

	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
（３）指定管理料及び収入	
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
（４）収支計画の妥当性及び実現可能性	
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。
	④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
（５）管理運営体制など	
	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
	② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
	③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
	④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
	⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
（６）平等利用、安全対策、危機管理体制など	
	① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
	② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
	③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
	④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
	⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
（７）社会貢献・地域貢献	
	① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
	② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
	③ ＳＤＧｓの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
	④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
	⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
	⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗　率	評価レベルの考え方
５	１００％	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）

4	８０％	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	６０％	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	４０％	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	２０％	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	０％	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

６　審査結果

（１）評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目）及びポイント	配点	評価レベル					得点
			構成員				検討会審査結果	
			A	B	C	D		
一般社団法人西日本工業倶楽部	１　指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	5	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	5	4	4	5	5	5
	２　管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	3	3	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	4	4	4	8
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	15	4	3	4	4	4	12
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	4	3	4	4	4	8
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	10	4	3	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	4	4	3	4	8
	(7) 社会貢献	10	4	3	4	4	4	8
	合　　計	110	87	72	82	87	—	89
	地元団体に対する優遇措置（5 点）							94

（２）検討会における主な意見

【一般社団法人西日本工業倶楽部】

・外部イベントの実施により集客を図ってきたが、今後は、キャパシティやイベントのアッパーも見えてくるため、全体の底上げが必要だと思う。

・旧松本邸での豊富な管理実績や業務上のスケールメリットをうまく活用して誠実に運営している。

・著名な団体であり、「財政基盤」については問題ない。個人情報の管理に対する

意識もある。
・旧松本邸との一体運営によるアイデアや新しい企画の可能性は高く評価できる。

（３）検討会における検討結果

一般社団法人西日本工業倶楽部は、現指定管理者であり、隣接する旧松本邸と一体的に連携し、これまで４年間、着実な管理運営を行った実績を有している。

また、リピーターの定着や各種イベント等を通じたさらなる魅力向上が期待できる。

審査の結果、検討会としては一般社団法人西日本工業倶楽部が指定管理者の候補として相応しいと考える。

なお、付帯意見として、以下を付すことにした。

・安川邸にまつわる歴史や安川敬一郎の北九州近代化への志をより多くの方に知ってもらうとともに、来館者に対するくつろぎの場所の提供に加え、歴史・文化的側面が十分に伝わる工夫を行うこと。
・庭園についてもよく管理されているが、全体に手が入るように少しずつ管理水準を向上させること。

７　選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、一般社団法人西日本工業倶楽部を指定管理者候補に選定しました。

（１）　選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

（２）　市における主な選定理由

・指定管理者の適正については、現指定管理者として管理運営の実績、経験があり、財政基盤も問題ない。
・管理運営の適確性については、施設の設置目的をよく理解し、利用者のニーズを踏まえ、効果的な企画展示等の提案がなされていることは評価できる。
・隣接する旧松本邸との連携を図り、入園者を着実に増やしていく新しい企画の提案等、当該施設の運営に対する前向きな姿勢が評価できる。

８　提案額

令和９年度　　５０，９２８千円
令和１０年度　５１，９４８千円
令和１１年度　５２，９９０千円
令和１２年度　５３，９５８千円
令和１３年度　５５，０４８千円